

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる注意喚起（4月17日）

●4月17日、カナダ連邦政府は、航空機を利用する乗客に対し、非医療用のマスク又は口と鼻を覆うことができるフェイスカバーを携帯することを義務化する旨発表しました。また、鉄道やバスでの移動の際もマスク又はフェイスカバーの使用が強く推奨されます。この措置は、4月20日（月）正午から実施されません。

●4月17日、トロント市保健局医務官は、新型コロナウイルス感染者又は感染の疑いのある者が外出できるのは、指定された検査センター又は病院へ行く時に限られ、また、その移動の際にも、指針に沿った行動をするよう注意喚起しました。

●ジャパニーズ・ソーシャル・サービスでは、電話・オンラインでの相談業務・カウンセリング・情報提供サービスを提供しています。

1. 航空機利用の際のマスク等携帯の義務化

（1）4月17日、カナダ連邦政府は、航空機を利用する乗客が他者との間に物理的距離を取れない時の措置として、乗客に対し非医療用のマスク又は口と鼻を覆うことができるフェイスカバーを着用することを求める旨発表しました。このため、搭乗時にマスク又はフェイスカバーを携帯していることを示せない乗客は、搭乗が認められなくなります。この措置は、4月20日（月）正午から実施されます。

（2）この措置は、空港での手荷物チェックや乗機するまでの間等に、空港関係者及び航空会社職員と乗客が物理的距離を維持できない場合があるため、その対策として実施されるものです。

（3）また、本発表では、鉄道及びバスで旅行する乗客に対しても、非医療用のマスク又は口と鼻を覆うことができるフェイスカバーをできる限り着用することが強く推奨されています。

詳細については、以下を御参照ください。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2020/04/new-measures-introduced-for-non-medical-masks-or-face-coverings-in-the-canadian-transportation-system.html>

2. 新型コロナウイルス感染者ないし感染の疑いのある者の移動手段

4月17日、トロント市保健局医務官は、新型コロナウイルス感染者又は感染

の疑いのある者が外出できるのは、指定された検査センター又は病院へ行く時に限られ、また、その移動の際にも、以下に沿った行動をするよう注意喚起しました。

- ・自分で運転できる場合、自分で運転し病院へ行く。
- ・自分で運転できない場合、家族・友人の運転で病院へ連れていってもらおう。
- ・家族・友人の助けが得られない場合は、タクシー等で移動する。その際には、予約時にタクシー会社に対し、感染の疑いがある／感染者である旨を伝える。乗車の際は、窓を開放し、後部座席に座り、マスク又はフェイスカバーを着用する。また、タクシー会社名及びライセンスナンバー等をメモしておく。
- ・救急医療が必要な場合には、911へ連絡する。

詳細については、以下を御参照ください。

https://www.toronto.ca/wp-content/uploads/2020/04/8d56-MOH-Statement_17April2020.pdf

3. ジャパニーズ・ソーシャル・サービスからの連絡

ジャパニーズ・ソーシャル・サービスでは、電話・オンラインでの相談業務・カウンセリング・情報提供サービスを提供しています。

営業時間内はオフィスの留守番電話を数時間毎に確認していますので、御用の方はメールをいただくか、留守番電話に、お名前、電話番号、御用件、いつどのような形でお返事するのが良いか等を簡単に残してください。

なお、当面の間（少なくとも緊急事態宣言の発令期間中）はCOVID-19に関わる相談業務、カウンセリング、情報提供サービスは無料で対応させていただきます。その他の御相談も料金に関しては常に「応相談」ですので、御用の方は御連絡ください。

営業時間：月～金 10時～18時（12～13時と祝日除く）

電話：416-385-9200

メールアドレス：takanori.kuge@jss.ca

4. オンタリオ州の感染者数

4月17日午前10時30分現在、オンタリオ州保健省は、州内の新型コロナウイルスの感染者数について、新規564症例、累計9,525症例（累計死亡：478症例、累計回復：4,556症例含む）と発表しました。

既に州内において緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出は控え、自宅に滞在することが求められています。感染拡大防止は、今後の市民の行動にかかっていることが強調され、社会生活に影響が及ぶ更なる措置が講じられることも予

想されますので、州・地方自治体及び各保健当局から最新情報を収集してください。

他者との2メートルの物理的距離(physical distancing)の維持や手洗いの励行などの感染症対策もこれまで以上に徹底するなどして、引き続き感染予防に努めてください。